

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和7年10月30日

**株式会社クリーンテックサーマルの廃棄物処理施設設置
許可申請書の縦覧を行います**

株式会社クリーンテックサーマルから、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請書が提出されました。

そこで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項及び第15条第4項の規定により、この申請書の縦覧を行います。

なお、この廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

1 申請者

名称：株式会社クリーンテックサーマル

住所：深谷市折之口 1985 番地

施設設置場所：深谷市折之口字稜威ヶ原 1873 番 2 他 9 筆（熊谷工業団地内）

2 廃棄物処理施設の概要

(1) 一般廃棄物処理施設（既設の産業廃棄物処理施設に一般廃棄物の許可を追加）

施設の種類：ごみ処理施設（焼却施設、乾燥施設）

処理能力：焼却施設

(A 系列：55.00t/日（24 時間）)

(B 系列：25.09t/日（24 時間）)

乾燥施設（7.04t/日（7.9 m³/日）（7.5 時間）)

廃棄物の種類：家庭系及び事業系一般廃棄物、感染性一般廃棄物、し尿処理汚泥

(2) 産業廃棄物処理施設（新設）

施設の種類：焼却施設（C 系列）

処理能力：混焼 114.00t/日（24 時間）、汚泥 76.06t/日（24 時間）

廃油 73.64t/日（24 時間）、廃プラスチック類 44.45t/日（24 時間）

廃棄物の種類：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、動物のふん尿、動物の死体
＜特別管理産業廃棄物＞

廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、

特定有害産業廃棄物（廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ）

3 縦覧日時及び場所

(1) 縦覧期間

令和 7 年 10 月 31 日（金曜日）から令和 7 年 12 月 1 日（月曜日）まで

午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 縦覧場所

埼玉県環境部資源循環推進課

（さいたま市浦和区高砂 3-15-1：電話 048-830-3106）

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

（さいたま市浦和区高砂 3-15-1：電話 048-830-3121）

埼玉県北部環境管理事務所（埼玉県熊谷地方庁舎内）

（熊谷市末広 3-9-1：電話 048-523-2800）

深谷市環境水道部環境課（深谷市役所）

（深谷市仲町 11-1：電話 048-571-1211）

熊谷市環境部環境政策課（熊谷市役所江南庁舎）

（熊谷市江南中央 1-1：電話 048-536-1548）

4 意見書

(1) 利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地から、意見書を提出することができます。

(2) 意見書を提出できる期間

令和7年10月31日（金曜日）から令和7年12月15日（月曜日）まで

(3) 意見書の提出先、提出期限

ア 使用する言語 日本語

イ 提出方法 持参又は郵送

ウ 提出先・受付時間

〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1

埼玉県熊谷地方庁舎 3 階 埼玉県北部環境管理事務所（廃棄物・残土対策担当）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

エ 提出期限

持参の場合は、(2) の提出期間の午後 5 時 15 分までに、ウの事務所に提出してください。

郵送の場合は、提出期間の最終日の消印まで有効とします。

5 問合せ先

(1) 一般廃棄物処理施設に係るお問合せ

環境部資源循環推進課企画調整・一般廃棄物担当 小西、吉村、石井

直通：048-830-3106

E-mail：a3100-05@pref.saitama.lg.jp

(2) 産業廃棄物処理施設に係るお問合せ

環境部産業廃棄物指導課審査担当 中山、^{ソウノ} 莊埜、^{マイエ} 眞家

直通：048-830-3121

E-mail：a3120-04@pref.saitama.lg.jp